

# 2021(令和3)年度事業報告

## 1. はじめに

(1)2021年度のコロナ禍による社会・経済への影響については、ワクチン接種は進んだものの、変異株の出現による感染症拡大で、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が断続的に行われたことから、その影響が完全には払拭できない状況が続きました。長引くコロナ禍で経済は打撃を受けましたが、2021年度に入り、社会・経済活動の再開で、コロナ禍以前の状況に戻った業種・業態も数多く見受けられました。しかしながら、未だに大きな痛手を被った状態から復活できていない業種・業態も引き続き存在しています。なお、2月に生じたウクライナ問題は、今世紀の国際秩序の大きな変動の萌芽ともなり、資源価格の高騰を招くなど、今後の行方が懸念されます。

我が国における働き方の観点では、コロナ禍への対応を進める中で、出遅れていたデジタル化・IT化が一気に加速し、商談や会議のオンライン化により非対面のビジネスが容易になるとともに、これまでは想定できなかった在宅勤務やテレワークが常態化しました。これらは、ポストコロナの時期においても、ビジネス慣行上の一定の位置を占め、今後も存続するものと思われる。

(2)職業安定法改正については、「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」が2021年1月から開始され、7月には報告書が取りまとめられました。傍聴が制限される中、人材協としてはその動向を注視し、会員からの意見も集約した上で、厚生労働省への意見表明等も行いました。研究会の報告書を受けて、8月から開催された労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会においては、人材協はじめ業界団体のヒアリングの機会も設けられるとともに、雇用仲介事業の在り方について議論が重ねられた結果、12月に「雇用仲介事業に関する制度の改正について(報告書)」が厚生労働大臣に建議されました。本報告書の内容に基づく「職業安定法改正案」は、国会での論議を経て、2022年3月30日に可決成立しました。

今回の職業安定法改正は、主に求人メディア等のマッチング機能の質の向上を主眼とするものです。ネット上の公表情報を収集する新たな形態の求人メディア等、多様化する新形態のメディアについて「募集情報等提供事業」の定義に含めるとともに、募集情報等提供事業者の法的な位置づけをより明確にし、募集情報等の正確性や最新性を保つための措置、個人情報保護、苦情処理体制の整備等を義務づけるとともに、現行の助言・指導に加え、改善命令等の指導監督を可能とするもので、特に求職者情報を収集する募集情報等提供事業者は事前に届出を行うこととし、迅速な指導監督を可能としました。また、事業者団体(人材協など)が、構成員の事業者に必要な助言、協力を行うこと、国は事業者団体に対して必要な助言協力を行うことが明文化されました。

(3)医療・介護・保育分野の求人者の多くが、深刻な人手不足の中、従事者確保のために有料職業紹介事業者を利用されていますが、一部の悪質な事業者との間でトラブルが発生しているとの指摘があり、この状況を改善するために、厚生労働省では、2020年度に「令和2年度・職業紹介事業の適正化推進事業」を実施、人材協はこの事業を受託し、協議会活動を実施する中で「適正な職業紹介事業者の基準」を取りまとめました。2021年度は、引き続き、厚生

労働省の委託事業が実施され、前年度に続き人材協がこれを受託し、「令和3年度 医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会」を実施しました。協議会には医療・介護・保育の各分野の関係団体の代表者等の方々に参画いただき、適正な有料職業紹介事業者の認定制度を構築し、一定の基準を満した同分野の有料職業紹介事業者35社を「適正な有料職業紹介事業者」として認定しました。なお、人材協では2022年度も入札の結果、「職業紹介優良事業者推奨事業及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定事業」を受託することとなりました。

## 2. 業界動向

(1) 会員各社の協力を得て人材協が独自に集計した2020年度分の「職業紹介事業報告」(業況調査)によると、コロナ禍の影響を極めて大きく受け、就職件数は対前年度比68.1%、手数料収入は対前年度比76.9%で、特に「専門的・技術的職業」が減少しました。対象の業種・職種等によっても大きな差異が生じましたが、多くの会員が前年実績を割り込んだものと思われます。2021年度は、コロナ禍の状況は継続するものの、社会・経済の活動が回復することを受けて、IT系職種等を中心に次第に求人が旺盛となりました。2021年度上期(4月～9月)の人材紹介大手3社の紹介人数実績では、対前年同期比では108.5%と回復基調にありますが、コロナ禍前の前々年との対比では90.6%と未だ完全な復調には至っていませんでした。下期には一段と求人が活発になり、業況も更に改善傾向にありますが、求人の要件に合致した求職者が不足する等のミスマッチや、内定辞退の増加等により実績に結びつかないケースもあること、また、第4四半期に入り、まん延防止等重点措置が適用された影響やロシアのウクライナ侵攻に端を発した資源高や供給制約が生じ、先行きの経済動向の不透明感は拭い切れませんでした。

(2) 人材協の多くの会員はコロナ禍の状況下においてもその時々状況に対応し、現行法令を遵守しつつ、さまざまな工夫を重ねながら、求人者および求職者のニーズを最大限に汲み入れ、的確なマッチングに努めてきました。コロナ禍の厳しい環境下で、廃業や事業縮小を余儀なくされる会員も存在しましたが、職業紹介事業者がポストコロナの時期にも生かすことができるナレッジを蓄積することができた会員も存在しています。職業紹介事業を規定する改正職業安定法が成立しましたが、さまざまな雇用仲介事業が変容し、発展しつつある状況も勘案すれば、職業紹介事業に関しても、求人者・求職者の視点や利便性を一層尊重するとともに、職業紹介事業者の生産性向上に繋がる諸制度への改正に向け、人材協の役割や活動の重要性が更に増加したものと受け止めています。

## 3. 人材協の活動状況

人材協では、ポストコロナの社会・経済の情勢も展望し、引き続き「社会から見た人材紹介業界の地位向上に努める」という人材協のミッションを各種施策へと具現化すべく、人材紹介業界の地位・社会的評価の向上のための諸活動や、会員のビジネスメリット向上と業界のステータス向上を基盤とした会員拡充等に取り組んで参りました。

2021年度は、コロナ禍の状況推移をどのように見極めるかが非常に難しい一年でしたが、ポストコロナの情勢を想定した場合に、人材協がどのようなかたちで会員の皆様と職業紹介事業の発展に貢献することができるかという点を念頭に置き、諸活動を実施しました。年度初から、職業紹介責任者講習や教育・研修コースのオンライン化に向けた開発に取り組むとともに、会員交流の機会や諸会合についても、コロナ禍のその時々々の状況も踏まえ、オンライン開催を中心に実開催も併用し、可能な限り効果的な手法を取り入れてきました。また、「DX プロジェクト」を立ち上げ、人材協のホームページを全面的に刷新し、コンテンツの充実や利便性の向上を図るなど、新たな施策にも取り組みました。

### (1) 会員動静

	2021.3 月末	2021 年度入会	2021 年度退会	2022.3 月末
正会員	252社	14社	14社	252社
賛助会員	6社	0社	0社	6社

### (2) 理事会・常任委員会・各専門委員会等の定例開催状況（オンライン開催も含む）

理事会		5/11	7/16	11/19	3/11			
常任委員会		4/23	7/9	11/12	3/4			
事業組織委員会		5/27	11/8	2/24				
調査広報委員会		5/24	10/21	2/21				
法制倫理委員会		5/21	10/18	2/14				
教育研修委員会		5/17	10/14	2/7				
再就職支援協議会	幹事会	5/13	1/20					
医療系紹介協議会	全体会	9/6						
医療系紹介協議会	分科会	10/26						
医療系紹介協議会	幹事会	6/7	8/24	2/4				
医療系紹介協議会	実務者会	4/21	5/19	6/16	7/20	8/18	9/13	
		10/22	11/22	12/16	1/17	2/18	3/17	
新卒紹介協議会	全体会	11/24						
新卒紹介協議会	幹事会	6/29	10/6	1/13	3/8			
新卒紹介協議会	実務者会	5/19	8/6	12/21	2/10			

### (3) 主な対外的活動

#### ① 行政・関連団体等との連携・対応

①厚生労働省職業安定局との会合は、本年度は局長級会合および課長級会合が各2回が開催され、会員の業況報告を行うとともに、職業安定法改正や職業紹介事業運営に関する要望の提案を行いました。また、需給調整事業課および雇用政策課民間人材サービス推進室とは、日頃から綿密な個別折衝・情報交換を行い、会員の皆様の業務に資する見解や情報等を得るべく鋭意取り組みました。

②東京労働局需給調整事業部との意見・情報交換の場を、コロナ禍の状況も配慮しつつ

1月に開催しました。また、各地区ブロック会の際には、各地区の労働局と連携し、講演をお願いする等の協力を得ています。

- ①厚生労働省職業安定局需給調整事業課が実施する「平成29年改正職業安定法施行状況調査・調査検討委員会」および、厚生労働省医薬・生活衛生局が実施する「薬剤師確保のための調査・検討事業」に委員として参画しました。

## ② 同業・隣接業界団体・経済団体等との連携・対応

- ①会員となっている「人材サービス産業協議会(JHR)」の「労働政策委員会」、「ソーシャル・バリュー推進委員会」について、人材協役員が委員として参画し、職業紹介事業者の立場から人材協として意見提案し、JHRの各施策の実施に向けた活動を行いました。
- ②「五社懇(人材協、民紹協、全求協、派遣協、NBPO)」についてはオンライン形式で開催され、各同業・隣接業界団体との情報交換等を実施しました。
- ③全求協受託事業の「求人情報適正化推進協議会」に引き続き委員として参画しました。
- ④経団連の会員として審議員会、雇用政策委員会、地方・業種団体情報連絡会、その他雇用や労働政策に関連する会合等に参加し、雇用・労働関連についての情報収集に努めました。

## ③ 人権啓発活動の推進

前年度に引き続き、令和3年度「就職差別解消促進月間」の賛同団体となるとともに、「部落解放・人権文化フォーラム2021」に、多くの会員企業が参加・聴講する等、就職差別撤廃に向けた取組みおよび人権啓発活動を推進しました。

## ④ 議員連盟への対応

前年に続き、自由民主党の議員を中心とした「医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟」の会合において、人材協が職業紹介事業者の団体として招聘を受け、人材協の取組みや厚生労働省委託事業の進捗状況についての説明を行いました。

# (4) 主な協会内活動

## ① 厚生労働省委託事業の推進

- ①前年度に引き続き、厚生労働省の委託事業を受託しました。2021(令和3)年度は、「医療・介護・保育分野等における職業紹介事業者の適正化に関する協議会」の運営を行うというもので、具体的には前年度策定した適正な職業紹介事業者の基準を基に、適正な有料職業紹介事業者の認定を行うことで当該分野の人材確保に貢献することを目的として事業を実施しました。ホームページの設置と周知策の実施、申請条件・認定条件の決定、審査方法の策定等を行い、2度にわたる認定審査を行った結果、合計35社53分野の有料職業紹介事業者が、医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者として認定されました。
- ②本受託事業では、有識者および医療・介護・保育等の業界団体代表者による「協議会」と、審査結果の認証を行う「認証委員会」の運営に加え、認定制度構築に向けた制度詳細の検討や協議会への意見上申を行う「検討部会」や、医療・介護・保育の業界団体と有料職業紹介事業者の代表者で構成され、協議会での決定事項の共有および周知施策等

に関する意見の協議会への意見上申を行う「情報連絡会」を設置したことで、各業界団体と意見交換を行い、関係を構築することができた点は大きな収穫でした。

## ② 職業安定法の遵守と見直し・改正に向けた対応

- ①2021年度内に職業安定法の改定・見直しが想定されることを踏まえて、現行の職業安定法の下で施行された諸規定について、改めてそれらへの適応と遵守の徹底を図るべく、各種教育研修セミナーやブロック会等の会合の場で、解説や情報提供を行いました。
- ②職業安定法の改正・見直しの前段として開催された「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」や、労働政策審議会・職業安定分科会労働力需給制度部会の動向を常に把握することに努め、厚生労働省および前記部会の場で人材協の取組みや見解を提示し、厚生労働大臣の許可事業である有料職業紹介事業のみが過剰な制限を受けないよう、周辺領域の事業とのイコール・フットイングを主張しました。

## ③ 組織強化と会員拡大に向けた取組み

- ①人材協の組織力強化と人材紹介業界の社会的地位の向上のためには、人材協会員の新規加入による会員拡大が不可欠であり、2021年度も、会員の皆様からの情報提供等の協力を得て、人材協の「倫理綱領」に賛同し遵守いただける会員の拡充活動を積極的に行いました。
- ②コロナ禍の状況が継続する中で、各地区のブロック会は各地区世話役の皆様のご意見も踏まえ、オンライン開催を中心に実施しました(東日本地区:東京、中部地区:名古屋、関西地区:大阪、中四国地区:上期・愛媛、下期・香川、九州地区:福岡で各地区年間2回、北海道・東北地区:札幌で年間1回)。従来通り、ブロック会においては厚生労働省本省および各地区の労働局による最近の法令、指導状況の解説、事務局からは改正職安法の審議の動向や相談室への相談事例等について情報共有を行いました。また、オンラインによるグループ別の意見交換会も開催しました。
- ③引き続き、各地区の世話役の方々には「常任委員会」や「事業組織委員会」の委員に就任いただき、人材協の各種施策への各地区会員の意見反映と、世話役の皆様が中心となった会員拡充活動を行いました。
- ④「医療系紹介協議会」では、2021年度も全体会、分科会、幹事会、実務者会の諸会合を、いずれもオンライン形式で開催し、各会合で意見交換・情報交換を行いました。今年度は厚生労働省から人材協が受託した適正認定事業について、協議会参加各社を中心に積極的に参画し、適正認定を受けるべく、徹底を図るとともに、今後の活動方針・施策について論議しました。  
引き続き、法令遵守についての意見交換や周知徹底、協議会会員会社の従事者のレベルアップに向け、従事者講習 e-learning 版に前年度まで実施していた医療系基本知識テストを加え、「医療系オプションコース」として毎月実施(医療系紹介協議会員企業の医療系コース、医療系新卒コースの受講修了者は2,024名、前年:1,600名)、協議会活動の理解促進に向けた医療機関向けの冊子の配布、従事者のレベルアップのための教育ツールの配布等を行いました。  
また、医療関係団体等に対して、引き続き、人材協および協議会の活動に関する理解促進のための広報活動を行い、関係構築を図るとともに、議員連盟の会合には代表幹事と事務局が出席し、人材協の取組みや厚生労働省委託事業の進捗状況等についての説

明を行いました。

- ⑮「再就職支援協議会」は、引き続き「指針(平成11年労働省141号告示)」改正の趣旨を踏まえ、協議会として設定したガイドライン等の遵守と品質向上活動を実施。幹事会を開催し、ガイドラインの徹底を図るとともに、具体的な業務運営についての情報交換等を継続実施しました。
- ⑯「新卒紹介協議会」では、幹事会、実務者会を定例開催し、新卒紹介事業に関連する協議会としての活動方針・計画の策定、全体会の開催による、広く協議会員全体での意見交換・交流の促進等を行いました。また、新卒紹介サービス内容や実績等をまとめた概要書の内容更新、新卒紹介協議会のガイドラインの検討を実施しました。
- ⑰会員の交流・情報交換の会合については、前年に続き九州地区協議会が人材派遣協会との共催による勉強会を開催するとともに、「JQJ(九州地区の女子会)」をオンライン形式で開催しました。また、前年は中止した「SK会(資本系人材会社の会)」についてはオンライン形式で実施するとともに、「若手経営者会」もオンライン形式で開催しました。「ロゼ会(東京地区の女子会)」については、残念ながら本年も開催を延期しました。

#### ④会員への広報・情報提供活動

- ①調査広報委員会の提案に基づき、2021年度は新たに「DX プロジェクト」を開始し、人材協のホームページを全面的に刷新するとともに、機能とコンテンツの強化を図りました。具体的には、職業紹介責任者講習に加え各種研修・セミナーの申込をホームページから可能にするるとともに、クレジットカード払いの機能も追加しました。また、法制倫理委員会にて取りまとめられた「実務者ハンドブック」と、人材協相談室に寄せられた最近の相談事項をベースに「紹介実務FAQ集」として集大成し、会員限定ページにて提供を開始しました。その他、キーワード検索機能の設定、「お知らせ」欄の充実等による情報提供等も行っています。来年度は更に、機能とコンテンツの充実を図る予定です。
- ②2021年度は「ニューズレター」を82回(前年:76回)発行し、法令改正の動向、各種統計データ、人材協主催の各種行事、研修・セミナー等の情報提供を行いました。また、メールによる情報通信「JESRACLIP」を249回(前年:238回)発信し、最新の法令改正や行政動向等に関する情報をタイムリーに提供しました。なお、「JESRACLIP」は業界団体が配信するメールマガジンとして高い評価を得ており、配信先数は、会員会社の経営者、職業紹責任者の方々を中心に877アドレスとなっています。

#### ⑤業務品質向上に向けた会員企業への支援活動

- ①毎年定例開催している、安西法律事務所・木村恵子弁護士による「法務実務セミナー」については、テーマを「『多様な働き方』が求められる時代の人材紹介の留意点」と題して開催し、コロナ禍の状況下で、今年度も実地会場とオンラインのデュアル方式を採用し、41名の方が参加されました。
- ②各種教育研修については、コロナ禍が継続する状況下で、オンライン版の充実に注力しました。新講座として「オンライン労働法シリーズ」の3コースを開講しました。既存講座の「職業紹介責任者アドバンスゼミ」「職業紹介従事者講習」ともにオンライン版を開催し、全国の会員の皆様や在宅ワーク中の従事者の方々にも受講していただけるよう利便性の向上を実現し、出張講座等も含め各講座合計で24回、281名の方々が受講されました(前年:16回、108名)。

- ㊦多くの会員の皆様に受講いただいている「職業紹介従事者講習 e-learning 版」は、本年度から毎月受講できるように改定し、利便性を高めるとともに、医療系紹介協議会と新卒紹介協議会の協力を得て、「医療系設問」「新卒設問」をオプションとして追加した4コースで開催し、内容の充実に努めました。受講者は前年を大幅に上回り、全コース合計の受講修了者は11,039名(前年:6,123名)の従事者の方々が受講修了されました。本講座は従事者向けの業界標準の講座として更に充実に努める所存です。
- ㊧2019年度から新制度に改定し実施している人材協認定・人材紹介コンサルタント資格制度については、今年度は11月に資格認定試験を実施し、17名の資格者が誕生しました。

## ⑥職業紹介責任者講習の実施

- ㊨人材協が厚生労働省から実施機関としての確認を受け、2007年度から開始して15年目となり、受講証明書交付人数も累計で24,057名となりました。本講習は人材協が実施する教育研修のベースとなる重要な講習で、法改正の情報や人材協が保有する数多くの具体的事例を活用するとともに、実践的な内容のオリジナルのテキストを使用し、他の実施機関よりも充実した内容の高いレベルの講習会の実施に注力しており、会員はもとより職業紹介責任者全体の水準向上に貢献しています。なお、10月から受講料の改定(一部引き下げ)を実施し、より受講しやすくなっています。
- ㊩2021年度は、コロナ禍の状況が継続する中で、会場での開催についてはこれまで同様に、感染拡大防止に充分留意し、受講者の定員を大幅に制限して開催しました。また、厚生労働省は本年度からオンライン型の講習実施も認めることとしたため、人材協でもオンライン版の開発に取り組み、AIによる顔認証システムを導入した新方式により、厚生労働省の指導に準拠して開催しました。全受講者数は、引き続き受講者制限を行ったことにより、ほぼ前年と同数に留まり、コロナ禍前2019年度の実績を大きく下回っています。(2021年度の実施状況は下記の通り、2019年度の合計は32回、1,763名)

地区	回数	受講証明書交付人数
北海道	1(2)	58(76)
宮城	1(1)	24(35)
東京	19(21)	589(692)
愛知	2(2)	43(56)
大阪	2(2)	54(50)
福岡	2(2)	38(52)
オンライン	4(0)	137(0)
<合計>	31(30)	943(961)

<( )内は前年実績>

## ⑦相談事業の継続展開

- ㊪引き続き、相談室を中心に、会員をはじめとする職業紹介事業者、求人者、求職者等か

らの多岐にわたる数多くの「相談」「苦情」「問合せ」を受け付け、個人情報や企業機密の秘匿に最大限に配慮しながら丁寧に対応し、利用者から高く評価されています。相談事業の利用や職業紹介責任者講習受講後の相談を契機として人材協に入会されるケースや、他の研修・セミナーを受講される方もあり、多くの会員から「会員としての大きなメリットである」と評価されています。

②2021年度の相談事案の総受付件数は1,222件でした(前年度:1,155件)。今年度の特徴的な相談事項としては、兼業・副業の際の人材紹介、雇用によらない形式のあっせんの方法、お祝い金制度について、労働法令違反がある場合の求人の受付について、適正認定制度について等、最近の雇用情勢や、法令・制度改定を反映した相談事項などが散見されました。

①相談事案のうち、会員や職業紹介事業者にとって参考となる事例については、情報の取扱いに充分留意した上で、引き続き職業紹介責任者講習やアドバンスゼミ等の中で受講者に伝えており、法令遵守と適正な業務運営の推進に貢献しています。また、ホームページの刷新により、会員限定で新たに設けた「紹介実務 FAQ 集」の中に、今後、最新情報を追加して行きます。

### ⑧事務局のコロナ禍対応

人材協事務局では、コロナ禍の状況下で、引き続き、事務局業務を滞りなく継続運営することを第一義とし、職員の感染者発生を防止すべく諸対応を行いました。国、自治体や経済団体の方針に準拠するとともに、朝昼2回のオフィス共用部分の除菌清掃、フレックスタイム制等による柔軟な労働時間運用、業務に支障が出ない範囲での在宅ワークの推奨等を実施しました。また、地方ブロック会への出張者には PCR 検査を行い、地域への感染拡大を未然に防ぐための活動も実施しました。

※2021(令和3)年度事業報告の附属明細書は、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成いたしません。